

契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、知事等記者会見の会見録データ及び動画字幕データ作成等業務（以下「本業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

（契約期間）

第1条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（業務の処理）

第2条 乙は、別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（業務の料金）

第3条 甲は、本業務に係る料金として、次に掲げる単価に基づいて計算した額を乙に支払う。ただし、会見1回あたりの録音時間が30分以下の場合は0.5時間、30分を超えた場合は15分ごとに0.25時間として計算し、端数は15分単位で切り上げるものとする。

会見録データ及び動画字幕データ作成等業務

音声データ等の録音時間1時間につき金〇〇〇円

（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、前項に規定する単価に音声データ等の録音時間を乗じて得た額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（業務の調査等）

第5条 甲は、本業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、本業務の実施について必要な指示をすることができる。

（報告）

第6条 乙は、本業務において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

（業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、本業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、業務の料金、契約期間又は重要な業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務の成果報告）

第8条 乙は、業務の成果について報告書を作成し、4半期ごとに甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、前条の報告書の提出を受けたときは、速やかに、業務の成果について検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(業務の料金の支払)

第10条 乙は、業務の成果が甲の検査に合格したものについて、4半期ごとに甲に対して業務の料金の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときには、その日から起算して30日以内に業務の料金を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第11条 成果品について第9条の検査終了後、甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までにこれを契約に適合する成果品に交換又は損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、乙が交換又は損害の賠償に応じる期間は、第9条の検査終了後1年間とする。

(再依頼等の禁止)

第12条 乙は、本業務の全部若しくは一部の実施を第三者にし、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第14条 甲は、乙の責めに帰する理由により履行期限内に本業務が完了しないときは、その履行期限の翌日から遅滞日数に応じ、契約金額につき、年5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として徴収する。ただし、分割して履行しても支障のないものについては、その遅滞部分についてのみ徴収することができるものとする。

(甲の契約解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期間内に本業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収するものとし、なお、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。
- 3 前項の違約金は、甲が乙に支払うべき業務の料金から控除することができる。
- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、本業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する業務の料金を乙に支払うものとする。
- 5 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（乙の契約解除権）

- 第16条 甲の責めに帰すべき事由により甲がこの契約に違反し、その結果、本業務の全部の遂行が不可能又は著しく困難になった場合は、乙は、この契約を解除することができる。
- 2 前項の定めによりこの契約を解除する場合において、乙は、甲に対しそれによって被る損害について、この契約金額を限度とし損害賠償を請求することができる。

（損害賠償）

- 第17条 乙は、本業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においてはこの限りでない。

（目的外の使用禁止）

- 第18条 乙は、甲の指示する目的以外に、本業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等の一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。
- 2 乙は、甲が別に指示する以外に関係資料を複製し、又は複製してはならない。
- 3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

（関係資料の保管）

- 第19条 乙は、本業務に係る関係資料を適正に保管しなければならない。
- 2 成果品等の納入以前に生じた成果品等の滅失、毀損等の損害については、乙が全ての責任を負うものとする。

（法令等の遵守）

- 第20条 乙は、本業務を実施するに当たり、著作権法等の法令を遵守するものとする。

（権利の帰属）

- 第21条 本業務による成果品は甲の所有とする。
- 2 成果品の著作権及び所有権は甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 3 甲は、本業務による成果品を公表することができる。この甲の公表権について、乙はいかなる権利も主張できない。
- 4 本業務の実施のために使用された甲が所有する関係資料の著作権は甲に属する。
- 5 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純

乙